

(第3回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年1月24日
契約業者名	世紀東急工業（株）北関東支店
契約業者の住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番地1
工事の名称	R5国道4号東埼玉道路松伏地区改良その11工事（第3回変更）
工事場所	埼玉県北葛飾郡松伏町上赤岩地先
工事種別	一般土木工事
工事概要 （変更した内容について記述する）	道路土工 一式 法面工 一式 排水構造物工 一式 縁石工 一式 情報ボックス工 一式 構造物撤去工 一式 仮設工 一式 共通仮設費 一式
工期（自）	令和 6 年 4 月 1 日
工期（至）	令和 7 年 2 月 2 8 日
契約前の変更金額	¥229,922,000
変更金額	増 ¥112,640,000
変更後の契約金額	¥342,562,000
変更理由	1. 道路土工 現地調査の結果、数量を見直す必要があったため、法面整形工を減工する。 2. 法面工 関係機関との協議の結果、本線部から用地境界までの法面について、近隣への影響を考慮し防草対策の必要が生じたため、路側防草工を増工する。 3. 排水構造物工 現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、作業土工、側溝工、横断函渠工を増工する。 現地調査の結果、本線と中川との間の耕作地については今後の利用がなく、東埼玉道路西側へ機械式ゲートを設置する必要が生じたため、横断函渠工を増工する。

4. 縁石工

現地調査の結果、一部、上層路盤までの施工により施工できない区間があるため、縁石工を減工する。

5. 情報ボックス工

現地調査の結果、横断函渠の位置に相違があり、離隔の確保が出来ないため、作業土工、管路工(管路部)を増工する。

6. 構造物撤去工

現地調査の結果、工事の支障となる構造物があるため、構造物取壊し工を増工する。

7. 仮設工

関係機関との協議の結果、既設の用水路を止めて仮配管にて排水を行っている間に新設の横断函渠を施工する必要性が生じたため、仮水路工を増工する。

現地調査の結果、数量を見直す必要性が生じたため、交通管理工を減工する。

8. 共通仮設費

表土処理にて、運搬場所が変更となったため、準備費を増工する。

受注者と協議の結果、ICTを活用することとなったため、技術管理費を増工する。

受注者との協議の結果、営繕費として快適トイレを追加する。